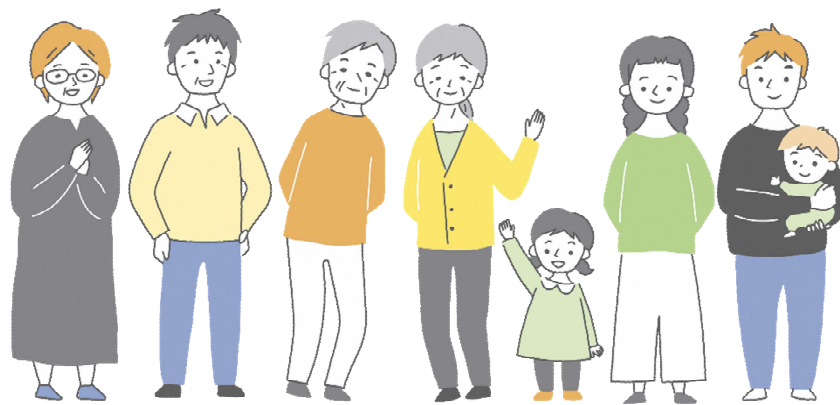


第4期

太子町地域福祉計画 太子町地域福祉活動計画 策定概要



令和7年 7月 25 日



1 地域福祉をめぐる動向

(1) 社会福祉法等の改正

国では平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共につくっていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

平成29年の改正社会福祉法では、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。さらに、令和2年の社会福祉法等の一部改正では、市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）を柱に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等が定められました。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

◆「地域共生社会」のイメージ



資料：厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

(3) 地域福祉をめぐる法令・国の動向

社会福祉法の改正とともに、コロナ禍における孤立・孤独問題への対応など、制度改正やアフターコロナも見据えた対策を検討していくことも必要となっています。

◆近年の国の主な流れ

平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成29年「社会福祉法」一部改正	包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目などが追加
平成29年 地域福祉計画策定ガイドライン	計画策定の留意すべき事項や、盛り込む視点などを明示
令和元年「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案
令和2年「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設（施行は令和3年4月1日）
令和3年「社会福祉法」一部改正	重層的支援体制整備事業への移行促進のための準備事業等が新設
令和4年 第二期成年後見制度利用促進基本計画	第一期(平成29年)の内容に加え、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などを推進
令和4年「こども基本法」公布	養育、教育、保健、医療、福祉等の領域に関して子どもの権利を総合的に保障
令和5年 第二次再犯防止推進計画	第一次(平成29年)の内容に加え、地域による包摂の推進、再犯防止に向けた基盤の整備を明示
令和5年「孤独・孤立対策推進法」公布	孤独・孤立問題に対する総合的な対策の推進・強化
令和6年「生活困窮者自立支援法」改正	住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等



包含する計画と関連する計画

(1) 重層的支援体制整備事業の創設について

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな任意事業として、「重層的支援体制整備事業」を創設することが明記され、この内容を踏まえた改正社会福祉法が令和2年6月に公布されています。

Ⅰ 相談支援	Ⅱ 参加支援
○属性を問わない相談の受け止め、対応、関係機関につなぐ機能 ○世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ○継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能	○狭間のニーズに対応できるよう、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会のつながりを回復する支援
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	
○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援 ○住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ○互いに支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能	
Ⅰ～Ⅲを通じ、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施	

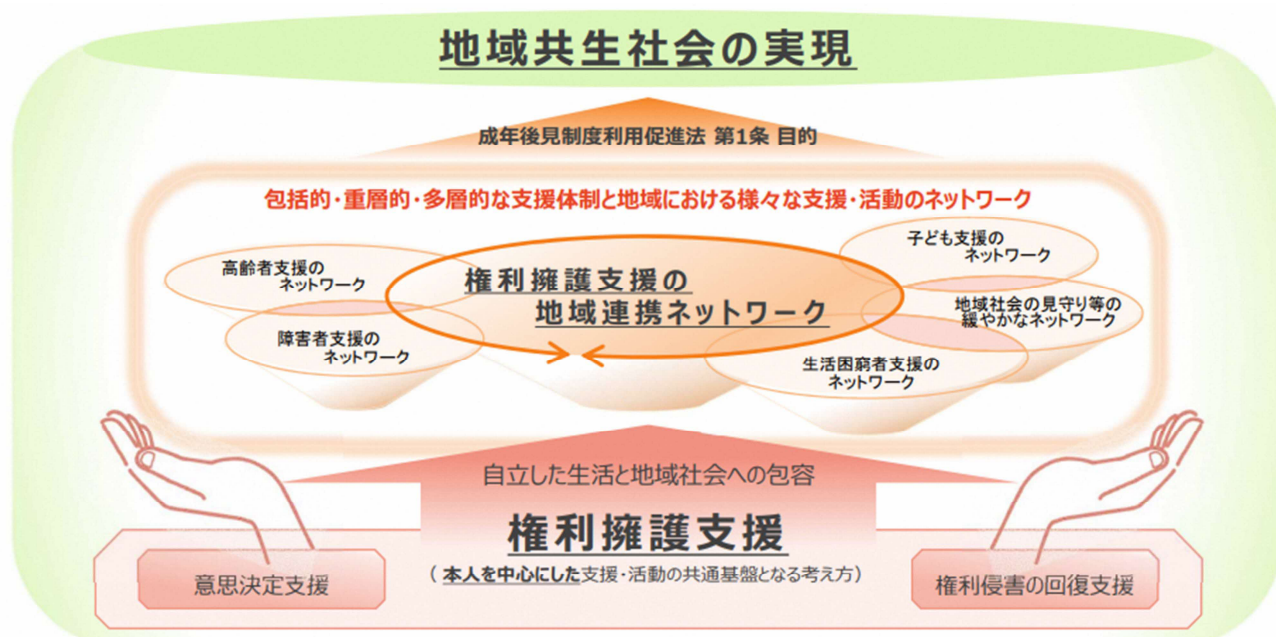


資料：令和6年度 社会・援護局関係主管課長会議資料

（２）第二期成年後見制度利用促進基本計画 令和４年度～令和８年度

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられます。

成年後見制度とは
○認知症や知的障がい・精神障がいにより、財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為（介護サービスや施設入所の契約、遺産分割協議等）を成年後見人等が支える制度
第二期計画のポイント
第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。 ○成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援施策の総合的な充実 ○成年後見制度の運用の改善 ○後見人への適切な報酬の付与 ○地域連携ネットワークづくりの推進



資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（計画の概要）

(3) 第二次再犯防止推進計画 令和5年度～令和9年度

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第7条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定されました。

法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画を積極的に活用するよう周知しています。

基本的な方向性	
①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、 <u>個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。</u>	
②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための <u>相談拠点</u> 及び民間協力者を含めた地域の <u>支援連携（ネットワーク）拠点</u> を構築すること。	
③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、 <u>地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進</u> するとともに、 <u>国・地方公共団体・民間協力者等の連携</u> を更に強固にすること。	
重点課題	
①就労・住居の確保	⑤民間協力者の活動の促進
②保健医療・福祉サービスの利用の促進	⑥地域による包摂の推進
③学校等と連携した修学支援の実施	⑦再犯防止に向けた基盤の整備
④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施	

(4) 第5期大阪府地域福祉支援計画

◆大阪府地域福祉支援計画 令和6年度から令和11年度(6年間)

めざすビジョン
『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』 『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』 『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』
目標・指標
(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充 ▶重層的支援体制整備事業及びその移行準備事業を全市町村が実施 ▶権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 ▶家計改善支援事業を全福祉事務所設置自治体実施（生活困窮者対策） ▶ひきこもりの早期発見と適切な支援機関つなぐ「市町村プラットフォーム」の構築 ▶ヤングケアラー相談窓口を全市町村が設置
(2) 地域福祉を担う多様な人づくり ▶CSWを全中学校区に1名配置 ▶地域福祉コーディネーターの養成研修等の働きかけ ▶災害リスクの高いエリアについて、個別避難計画の作成を支援 ▶介護・福祉人材、教育・保育人材の確保 ▶ヤングケアラー相談窓口を全市町村が設置 他
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化 ▶居住支援協議会設立の支援



3 計画策定にあたって

(1) 計画の目的

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化により、地域社会での地域住民の社会的なつながりの希薄化など、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。

こうした時代の変化の中、太子町では、地域共生社会の実現に向けて、「みんなが支え合いつながるまち—たいしーすべての住民が安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念に地域福祉を推進してきました。

今回策定する「太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」は、第4期の計画となり、成年後見制度利用促進計画、地域再犯防止計画に加え、重層的支援体制整備事業実施計画を含めた計画策定を予定しています。また、太子町では太子町社会福祉協議会が策定する「太子町地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野の両輪となり、地域福祉の推進計画とします。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

計画名	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
地域福祉計画 地域福祉活動計画	策定						次期計画 	

(3) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」と、同法第109条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とをひとつにしたものです。

- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

(4) 他計画との関係

本計画は、「太子町総合計画」を最上位計画として、子どもや高齢者や障害者等の各福祉計画の上位計画に位置づけています。

